**資料2-1**

**性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組**

**【背景等】**

○ LGBTをはじめとする性的マイノリティの人権問題については、2020年東京オリンピック･パラリンピックに向けて、実効ある取組が一層求められている。

○ 国での立法化の動き、一部の基礎自治体･企業における先進的な取組も見られる。

○ 府としては、従前から「人権施策推進基本方針」に基づき取り組んできたが、理解が進んでいない現状を踏まえ、理解増進に向けた取組（案）をとりまとめた。

**＜　主　な　取　組 (例)＞**

**取 組 (案) の 概 要**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ◇人権問題に関する府民意識調査(Ｈ27)**○基本的な考え方**

|  |  |
| --- | --- |
| 人権問題 | 認知度 |
| 子どもの人権問題 | 85.3% |
| 高齢者の人権問題 | 80.1% |
| 女性の人権問題 | 77.0% |
| セクハラ･パワハラ | 76.2% |
| 障がい者の人権問題 | 75.6% |
| ～～ | ～ |
| 性的ﾏｲﾉﾘﾃｨの人権問題 | 43.3% |

性的マイノリティの人権問題に対する理解がまだ十分に進んでいない状況を踏まえ、まず、正しい知識の普及・定着を図り、差別や誤解、偏見をなくしていくことが必要。併せて、当事者が抱える困難の解消に資するよう相談機能の充実も必要。**○府職員の取組姿勢**性的マイノリティの人権問題について十分に、かつ、正しく理解し、適切に対応･行動。**府民意識の啓発**当事者が職場を含め身近にいることを前提に全ての行政事務サービスを進めていくことが必要。施策の立案等においても配慮を常に意識することが必要。・階層別研修(職員研修センター実施)の研修プログラム｢大阪府の人権施策｣の中で取り上げ・教職員向けに研修(教育センター実施)を計画的に実施、人権教育リーフレットシリーズ等を制作・配付(HPでも公開 )・学識経験者による研修会開催(H28.12)、各部局の人権研修に人権局職員派遣(H28.11～)*■上記取組に加え、*・理解が広範に行き渡るよう自己研修の啓発ツールを提示・当事者と接する機会が多い行政分野の職員を対象とした研修の実施【Ｈ29研修関連予算案　３９３千円(人権啓発活動地方委託事業)】**府職員に対する研修**・人権情報ガイド｢ゆまにてなにわ｣や人権局HPで啓発・啓発リーフレットを制作・配布（企業向け啓発冊子｢採用と人権｣等）・府立図書館とタイアップした企画展示(H28.12)、人権情報誌｢そうぞう｣での特集(H29.1)*■上記取組に加え、*・府民啓発リーフレットの制作･配布、府民対象の研修会の開催、府の広報媒体の活用・事業者や所管する事業者団体への啓発【Ｈ29啓発関連予算案　８７０千円(人権啓発活動地方委託事業)】**○具体的な取組**今後の課題解決の取組のための基礎となるよう、｢理解増進｣に向けた取組を引き続き推進。1. **府民意識の啓発**

・府民の認識･理解を深めていくため、あらゆる機会を通じた効果的な啓発活動を推進。1. **府職員に対する研修**

・常に人権尊重の意識･態度をもって職務遂行に臨まなければならない府職員が正しく理解し、当事者に寄り添った適切な対応ができるように研修を推進。1. **当事者や家族等の関係者への相談体制の充実**

・相談することに様々な不安を抱えている当事者や家族等が気軽に相談できるよう、当事者が**相談体制の充実**抱える課題に関係する行政分野での相談体制を充実。・「大阪府人権相談窓口」で対応(特に５月・11月を集中相談月間とし周知)・福祉、医療、雇用・就労、教育等の行政分野における相談窓口で対応　＊府職員･教職員へは庁内の相談窓口で対応・市町村担当者との情報交換、研修の実施。市町村の相談機能の充実に向け、相談員養成講座でのカリキュラム設定や複雑･困難事案への助言、事例共有等の支援*■上記取組に加え、*・相談に的確に対応できるよう、スキルアップや相談事例の共有、関係情報の提供・性的マイノリティの人々の相談にも応じていることがより分かりやすいよう周知に工夫・身近な相談先である市町村を支援。**○今　後**国の動向も踏まえつつ、当事者(団体)や学識経験者等の意見も聴きながら、当事者の抱える課題の解決に向け、各行政分野において、現行制度の中で可能な取組について真摯に検討。その際に必要な全庁横断的な調整･検討は、人権局兼務･併任職員会議が中心となって行う。なお、解決には婚姻制度をはじめ法制度の見直しや社会的コンセンサスが必要な課題は、国等における国民的議論の動向を踏まえて適切に対応。 |